

岐阜市公共交通自動運転技術活用研究会設置要綱

(設置)

第1条 自動運転の実用化に向けた技術が著しく進展する中、本市の公共交通における課題の解消を目指した自動運転技術の導入について共通認識を醸成するとともに、その活用方策の研究を行うため、岐阜市公共交通自動運転技術活用研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究し、意見を交換する。

- (1) 自動運転技術の活用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 研究会は、市長が次に掲げる者又は団体により推薦された者のうちから委嘱し、又は市職員のうちから任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地域公共交通の利用者
 - (3) 関係する経済団体
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者団体
 - (6) 警察（公安委員会）
 - (7) 道路管理者等関係行政機関
 - (8) 岐阜市
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 研究会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会の会議（以下「会議」という。）は座長が招集する。

- 2 座長は、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議にオブザーバーとして委員及び前項に規定する会議の出席者以外の者を出席させることができる。この場合において、オブザーバーの発言については、座長から求められたとき又は座長の許可を得たときにすることができる。
- 4 委員は、会議に説明補助者及び随行者を出席させることができる。
- 5 委員は、会議に代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員については、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うものとする。

(報償費及び実費弁償)

第7条 市長は、委員（代理の者を含み、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者団体、警察（公安委員会）、道路管理者等関係行政機関及び岐阜市の委員を除く。）及び第5条第2項に規定する会議の出席者に対し、別に定めるところにより、報償費及び実費弁償を支給することができる。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、都市建設部交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。